

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
-----	-----------

○平成 30 年度第 1 回総合教育会議

1 開会

<p>司会 (石井企画政策課長)</p>	<p>皆様、こんにちは。 定刻になりましたので、只今から、平成 30 年度第 1 回久喜市総合教育会議を開会いたします。</p> <p>それでは、本日は、平成 30 年度、最初の会議となりますことから、出席者の紹介をさせていただきたいと存じます。 梅田市長でございます。 柿沼教育長でございます。 榎本教育長職務代理者でございます。 坪井教育委員でございます。 狩野教育委員でございます。 諸橋教育委員でございます。</p> <p>続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。 まず、総務部の職員でございますが、 酒巻総務部長でございます。 野原総務部副部長でございます。 企画政策課木村課長補佐兼係長でございます。 企画政策課石川担当主査でございます。 そして、私、企画政策課長の石井でございます。</p> <p>次に、教育部の職員でございますが、 渋谷教育部長でございます。 川島教育部副部長でございます。 青木指導主事兼参事兼指導課長でございます。 河内教育総務課長でございます。 坂東学務課長でございます。 教育総務課甲田課長補佐兼係長でございます。</p> <p>また、本日の協議・調整事項を所管いたします福祉部の職員でございますが、 中村福祉部長でございます。 赤岩福祉部副部長でございます。 染谷生活支援課長でございます。 尾崎子育て支援課長でございます。</p>
--------------------------	--

<p>梅田市長</p> <p>司会 (石井企画政策課長)</p>	<p>それでは、さっそく会議に入らせていただきたいと思います。会議に先立ちまして、皆様にくいつか、ご了解をいただきたいことがございますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第6項の規定により、個人の秘密を保つため必要があるとき、会議の構成が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときを除き、公開することとしておりますことから、本会議も、原則公開としたいと存じます。</p> <p>また、本日の会議の記録のため、録音につきまして、皆様のご了解をお願いしたいと存じます。</p> <p>次に、会議録についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第7項の規定により、総合教育会議の終了後、遅滞なく会議録を作成し、これを公表するように努めなければならないとされております。</p> <p>また、本市におきましては、審議会等の会議の公開に関する基本的な考え方の中で、会議録の作成及び公表について定めており、本会議につきましては、「テニヲハ」、「複数の委員による同時双方向的な議論で整理しないとわかりにくい発言」、「同一委員による繰り返しの発言」等を調整した、ほぼ全文方式にて、発言者の氏名を含めて会議録を作成したいと思っておりますので、皆様のご了解をお願いしたいと存じます。</p> <p>会議録に署名する構成員については、市長及び市長が指名する1名の構成員が署名するものとしたいと存じますので、市長からの指名をお願いします。</p> <p>今回の会議録の署名は「狩野委員」をお願いします。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、本日の会議録の署名は、梅田市長と狩野委員をお願いいたします。</p>
--------------------------------------	--

2 市長あいさつ

<p>司会 (石井企画政策課長)</p> <p>梅田市長</p>	<p>それでは次第に基づき進めさせていただきます。</p> <p>はじめに梅田市長より、ごあいさつをいただきたいと存じます。</p> <p>皆さんこんにちは。</p> <p>本日は、平成30年度第1回久喜市総合教育会議を招集いたしましたところ、教育委員会の皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>また日頃、本市の教育行政の推進につきまして、ご尽力を賜っておりますことに、心から感謝申し上げます。</p>
--------------------------------------	--

	<p>本日は、平成 30 年度の第 1 回の会議ということで、お手元にございます次第の内容につきまして、協議・調整をお願いするところでございます。</p> <p>特に、子どもの貧困につきましては、平成 28 年の厚生労働省の調査によりますと、平成 27 年の我が国の子どもの貧困率は 13. 9%、実に 7 人に 1 人の子どもが貧困に陥っていると言われております。</p> <p>このような子どもたちにつきましては、成長過程において学習機会に恵まれない傾向にあり、結果として貧困が世代を超えて連鎖するという問題が生じているところでございます。</p> <p>このような問題に対して、本市として、どのような取り組みをしていくべきかなどの具体的なお考えをお伺いし、意見交換をしてまいりたいと考えております。</p> <p>本日は、皆様から忌憚のないご意見を賜りまして、本会議が有意義なものとなりますことをお願い申しあげまして、簡単ではございますが、開会に際しましてのごあいさつとさせていただきます。</p>
--	--

3 教育長挨拶

<p>司会 (石井企画政策課長)</p>	<p>続きまして、柿沼教育長よりご挨拶をいただきたいと存じます。</p>
<p>柿沼教育長</p>	<p>皆さん、こんにちは。先般梅田市長から、平成 30 年度第 1 回久喜市総合教育会議開催のご案内をいただき、本日は教育委員の皆様全員と出席をさせていただきました。梅田市長におかれましては、日ごろより教育行政への深いご理解とご支援をいただいておりますことに、この場をお借りしまして心より感謝申し上げます。</p> <p>昨年 3 月、文部科学省から新たな幼稚園教育要領及び小・中学校学習指導要領が告示されました。急速なグローバル化、そして AI など、飛躍的な科学技術の進歩に対応するため、小学校の教科としての英語教育、またプログラミング教育、そして主体的、多様的で深い学びを実現する授業改革により、将来を生きる資質、能力をしっかりと培ってまいりたいと思っております。</p> <p>また、昨年度から久喜市の全ての小・中学校に学校運営協議会が設置され、コミュニティ・スクールとなりました。昨今、子供の安全における事件や事故が多くなっております。学校だけではできかねることも多く、地域とともにあるコミュニティ・スクールの意義は大きいものと考えています。梅田市長には、久喜市の教育をもっと良くするために、今後ともご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。本日はありがとうございます。</p>
<p>司会 (石井企画政策課長)</p>	<p>ありがとうございました。</p>

(資料確認)

司会 (石井企画政策課長)	ここで協議・調整事項に入る前に配付資料の確認をさせていただきます。 本日の資料といたしまして、 (1) 平成 30 年度第 1 回久喜市総合教育会議次第 (2) 資料 1 市内小・中学生の SNS 利用状況について (3) 資料 2 子どもの貧困について (4) 資料 3 教育委員会における子どもの貧困対策について 以上、次第を含めて 4 点ですが、お手元にございますでしょうか。
------------------	---

4 協議・調整事項 (1) SNS について

司会 (石井企画政策課長)	それでは、次第の 4、協議調整事項に入らせていただきます。 久喜市総合教育会議運営要綱第 3 条の規定により、総合教育会議は、市長が招集し、その議長となると定めておりますので、梅田市長に議長をお願いいたします。 なお、梅田市長には議長として会議を進行していただきますが、あわせて協議・調整にも加わっていただきたいと存じます。 それでは、梅田市長、よろしくをお願いいたします。
梅田議長	それでは、ここからしばらくの間、議長として協議・調整を進めさせていただきたいと思っております。皆様におかれましては、協議・調整が円滑に進行いたしますよう、特段のご協力をお願いいたします。 では、協議・調整事項「(1) SNS について」でございます。内容につきまして、担当課より説明をお願いします。
青木指導課長	資料 1「市内小・中学生の SNS 利用状況」について、指導課から説明させていただきます。 1 ページ、大項目の 1 でございますが、「平成 29 年度久喜市携帯電話等の利用状況等に関する調査」から一部を抜粋したものでございます。こちらは、市内小学校 23 校、中学校 11 校の該当学年のうち各 1 クラスが回答したものを集計したものでございます。なお、小学 6 年生、中学 2 年生に関しましては、同時期に「埼玉県携帯電話等の利用状況等に関する調査」があり、それにあわせて小 4、中 1、中 3 を久喜市として補い、調査したものでございます。 1 は、自分専用の携帯電話やスマートフォンを持っているか。持っている場合は、1 から 4 のうちどれかという質問でございます。以下、次ページの 7 番、平日にどのくらい利用するかというところまでが調査項目でございます。 3 ページ、中段より大項目 2 番、「平成 29 年度市内小・中学校における SNS トラブル報告件数と事例」でございます。こちらは学校から指導課への報告によって把握したものでございます。指導課への報告件数が小学校は 9 件、中学校は 11 件でございます。そのうち一例ずつ掲載させていただきました。

	<p>続きまして、4ページ、大項目3番、「児童生徒をネットトラブルから守るために」ということで、初めに1、学校の取組として4点挙げさせていただきました。中段の※印は、情報モラル教育の実施状況で、市内全ての小・中学校で情報モラル教育を実施しておりまして、1つ目の表がテーマとして取り扱った内容、2つ目の表が講演者についてでございます。</p> <p>2番、教育委員会の取組ですが、1つ目が、平成26年度に教育委員会、校長会、PTA連合会が共同で作成した、「子どもたちがスマホ・ケータイを上手に使う久喜市のルール」というリーフレットの活用でございます。こちらは5ページの上半分に表面を印刷しております。</p> <p>また、広報誌「生徒指導久喜」の発行による啓発、アプリの紹介、PTAの会合など、さまざまな機会を通じ、保護者に対してSNSトラブルについての啓発や情報提供を行っております。</p> <p>最後に、5ページ、中段より3番で、その他として、埼玉県教育委員会が発表する埼玉県ネットトラブル注意報を、指導課を通じて各学校へ配布し、校長へ活用するようお願いしているところでございます。バックナンバーにつきましては、県教委ホームページに資料のような形で掲載されておりまして、必要に応じて活用するよう学校をお願いしているところでございます。</p> <p>資料についての説明は以上でございます。</p>
梅田議長	<p>ただいま担当課から市内小・中学生のSNS利用状況について説明がございました。</p> <p>SNSについて、小・中学生が置かれている課題などに対しまして、どのような取り組みが必要であるか、具体的なお考えを伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
坪井委員	<p>すみません。ご説明でよくわからない点、お聞きしたいと思っております。3ページに中学校のSNSトラブルの事例につきまして、写真は消去させたとありますが、消去させるところで、SNSにアップしたものは、他にも出回ってしまっていると認識しているのですが、どういう形で消去をしたのでしょうか。</p>
青木指導課長	<p>グループ間のラインで写真を共有していたものですので、その学校では、生徒に携帯電話、スマホを持って集ませまして、その場で消去をさせ、中身を確認して了承してもらうことによって、このグループから外には出ないように、処理しました。</p>
梅田議長	<p>ほかにどうですか。</p>
榎本委員	<p>2ページの5番で、携帯電話やスマートフォンなど、どこで教えてもらいましたかという項目がありますが、小4、中1、中3は久喜市が行った調査によるデータですね。</p>

青木指導課長	はい。
榎本委員	<p>選択項目⑨の「特に教えてもらって（学んで）ない」について、小4が突出して多いようです。小4ぐらいですと所有率もそれほど高くはないのかもしれませんが、現実的には持っている児童も多いものですから、小1～3くらいまで教える対象を広げていったほうがよいと思います。</p> <p>それと、もう一点、4ページの「講演者について」というところで、保護者に対して教員以外のアドバイザーなどが講演会を行ったとありますが、実際にSNSを使っている高校生や大学生を講演者として呼んで、メリットとデメリットを含めて、子ども目線を交えながらお話をしていただいてもよいと思います。</p>
青木指導課長	<p>そういう取り組みが今までありませんでしたので、視点を変えて考えてまいりたいと思います。</p>
諸橋委員	<p>このトラブル件数が、小学校が9件、中学校が11件ということで、恐らく実際にはもっとあるのではないかと思います。小学校の9件について、各学年の内訳といいますか、どの学年が多いのかなどはわかりますか。</p>
青木指導課長	<p>小学生のトラブルの多くは大半が5、6年生で、中学生に関しましては、各学年満遍ないようではあります。2年生が多いかと思えます。</p>
諸橋委員	ありがとうございます。
狩野委員	<p>この調査の対象ですけれども、全学校各1クラスの回答とありますが、全学年ではなく、対象学年のうち各1クラスということですか。</p>
青木指導課長	<p>県に倣い、各学校対象学年のうち1クラスを対象としております。</p>
狩野委員	<p>となると、このアンケート内容というのは、なかなかリアルな数字ではないような気がします。うちの中3の子どもも、中2のときから持っていて、今中1の子どもも同じように持つようになると思いますが、榎本さんが言ったようにデメリットだけでなく、メリットも大事だと思うので、その辺も講話の中で教えていったほうが良いと思います。</p>
柿沼教育長	<p>今子どもたちの間でSNS、ネットも含め、低年齢化が年々進んでいると思います。また、時間に関する調査をこの資料の中でしていますが、スマホあるいはSNSをやっている時間、特にゲームの時間が長いという特徴があります。</p> <p>中には課金をするということがあって、保護者から相談を受ける場合もありますが、保護者の中にはこうしたことに対する理解や危険性の認識などをされていない方もいて、心配なところもあります。まだ全ての</p>

諸橋委員	<p>学校で保護者対象の研修会をやっていないので、全ての学校で毎年実施するように進めていきたいと思っています。</p> <p>先ほどの保護者への周知ということに関連してですが、私の息子が通っている学校から、保護者向けにそのような講演会の参加についてのお知らせが来たので参加したことがあります。参加された保護者がすごく少なかったものです。保護者側の意識も高めなければなりません。実際には難しいところもあるものと思います。</p>
坪井委員	<p>今も話にあったとおり利用する時間が長く、特に気になるのが中学3年生です。児童生徒に対してもそうなんですが、やっぱり何らかの機会を捉えて、父兄にも働きかけて、両面からこの時間を少なくするような取り組みをしていくことが必要と感じています。</p>
諸橋委員	<p>利用状況とは違うのですが、中学校に入ると子どもと連絡をするうえで携帯電話を持たせる家庭や、子どもがせがんで持たせるところもありますが、部活動の連絡網が電話ではなく、ラインで子どもに連絡をすることがあるようです。</p> <p>ある保護者の方から、子どもに携帯電話を持たせていなかったのに、連絡網がラインになってしまったために、連絡方法をどうしたらよいか悩んだという相談を受けました。顧問の先生と相談して保護者の携帯を使うということで解決しましたが、そのように連絡を安易にラインにするのではなく、会話や電話などのコミュニケーションでも良いのではないかと思います。</p>
青木指導課長	<p>ラインでの連絡については、顧問のラインIDなどが児童生徒や保護者に知られるということもあり、そういった側面からも本来好ましくないことだと思いますので、そのように指導していきたいと思っています。</p>
梅田議長	<p>ほかにありますか。</p> <p>それでは、特にないようですので、次に進めさせていただきたいと思っています。</p>

4 協議・調整事項 (2) 子どもの貧困について

梅田議長	<p>続きまして、協議・調整事項の(2)「子どもの貧困について」でございます。</p> <p>内容につきまして、担当課から説明をお願いいたします。</p>
尾崎子育て支援課長	<p>子育て支援課でございます。資料2について説明いたします。</p> <p>まず、大項目1、「子どもの貧困対策に関する法律」についてでございます。子どもの未来がその生まれ育った環境によって左右されないようにということで、子供の貧困対策の推進に関する法律が平成26年1月17日に施行されました。</p>

次に、大項目2の「子どもの貧困対策の意義と大綱策定」でございます。こちらは、貧困に関する法律の施行を受けて、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を策定し、平成26年8月29日に閣議決定されたものでございます。

その基本的な方針は、アからケの9点で、貧困の世代間連鎖の解消、積極的な人材育成と、学校を子どもの貧困対策のプラットホームと位置づけて、総合的な対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図るなどが掲げられています。

2ページでございます。大綱で設けた子どもの貧困に関する指標で、平成25年4月1日現在の値となっております。例えば(2)のア、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率は90.8%ですが、平成27年4月時点では92.8%と、若干伸びてございます。

そのほか、キでございますが、ひとり親家庭の子どもの中学校卒業時の進学率及び就職率ですが、進学率は93.9%、就職率が0.8%となっております。

3ページでございます。子どもの貧困率は、大綱策定時は16.3%でございましたが、現在は13.9%でございます。また、子どもがいる現役世帯のうち父子家庭あるいは母子家庭の貧困率は54.6%でしたが50.8%に低下してございます。

また、大項目3、「法施行の背景」でございます。1980年代、ドイツ、フランス等の大陸ヨーロッパ諸国よりも日本の所得格差は大きく、2000年代には貧困の事実が徐々に浸透したわけですが、そのような事実があることは、それまであまり認識されておりました。

このような子どもの貧困の認識が変わってきたのが平成20年、リーマンショック後であると言われていたところで、その後、民主党政権によって貧困の数値が出されたということでございます。

4ページ、大項目4、「子どもの貧困率」でございます。子どもの貧困率は申し上げましたとおり13.9%となっております。表は貧困率の年次推移ですが、平成27年度の等価可処分所得の中央値は225万円で、この半分である122万円が、いわゆる貧困家庭の所得でございます。5ページについては、貧困率及び等価可処分所得の世帯数の年次推移でございます。

6ページ、大項目5、「子どもの貧困とは」でございます。絶対的貧困、相対的貧困という言葉がございますが、一般的に見た目には、貧困であるといったことがわからない状況があります。このようなことから、子どものいる低所得世帯において困り事が多く発生していることが、子どもの貧困や貧困問題であると認識しているものでございます。

続いて大項目6、「本市の子どもの貧困率について」でございます。国民生活基礎調査で貧困率は出ておりますが、正確な久喜市の子どもの貧困率は把握できない状況です。しかし、本市の要・準要保護児童生徒が1,126人で、全体の11.2%であることから、この数値と先程申し上げた13.9%の間ではないかと推測されます。なお、平成30年4月1日の本市の18歳未満の人口からは、約3,000人の児童生徒が貧困にあたると思われま。

次に、大項目 7、「低所得世帯の現状」でございます。内閣府調査によりますと、貧困世帯では 52%が預貯金なし、勤労月収では全国平均が 114,000 円であると言われております。

7 ページでは低所得世帯の困り事を掲載しておりますが、具体的には経済的な理由から塾や習い事が、乳幼児の頃から厳しいといった状況がございます。

次に、大項目 8、「貧困が与える子どもへの影響」でございます。学ぶ意欲があっても家計を助けるなどの理由により、希望する教育を諦めた結果、その後の進学や就職が不利になり、安定した収入を得られる仕事につけなくなるなどの影響があるといったものでございます。

このような中における、大項目 9、「本市の取り組み」でございますが、まず、平成 26 年度まで埼玉県が行っていたアスポートの教育支援事業がございます。こちらにつきましては、平成 27 年度からは学習支援事業として、久喜市社会福祉協議会に委託しております。

母子家庭、父子家庭を支援する制度といたしましては、看護師、介護福祉士などの資格を取得するために、高等職業訓練促進給付金を支給してございます。

また、子ども医療費の拡充、保育所の保育料の減額事業、第 3 子以降の出産に対するすくすく出産祝金を支給事業などがございます。

以上でございます。

坂東学務課長

それでは、引き続きまして、教育委員会における子どもの貧困対策について、学務課と指導課からご説明させていただきます。

資料につきましては、資料 3 をご覧いただきたいと存じます。

まず、「1 就学援助制度」でございます。こちらは経済的な理由で公立小・中学校の就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費等の援助を行うものでございます。

(1) 援助の対象者でございますが、要保護者と準要保護者がいらっしゃいまして、①の要保護者につきましては、生活保護法の規定による要保護者でございます。

②の準要保護者につきましては、具体的には生活保護法の規定による生活保護の停止あるいは廃止になった方、イからカに掲げたように税あるいは保険料の減免等に該当する方。それから、キの児童扶養手当の支給を受けている方、クの県社協が行う生活福祉基金の貸付けを受けている方でございます。

また、生活保護法で定める保護の適用基準の額の 1.3 倍以下の世帯の方が対象となる他、生活保護に準ずると教育委員会が認める方も対象になります。

次に、(2) の援助の内容でございます。支給費目として 9 費目ございますが、こちらにつきましては、平成 29 年度の支給内容をもとに支給の年間上限額を小・中学校で分けて示したものでございます。

2 ページをお願いいたします。(3) 年間スケジュールでございますが、平成 30 年度における就学援助の手続の流れを時系列にまとめたものでございます。表の左側については、平成 30 年度分の就学援助費、

右側が平成 31 年度分の就学援助費の流れを示しております。

まず、平成 30 年 3 月に、翌年度分の申請を受付け、審査を経て 5 月に認定あるいは不認定の通知を発送し、7 月と 12 月、翌年 3 月の 3 回に分けて就学援助費を支給するという流れになっております。

また、平成 31 年度分でございますが、新入学児童生徒学用品費について、前倒しをして手続を進めており、平成 30 年 9 月に 31 年度の入学予定者を対象にお知らせを配布するとともに、ホームページや広報で周知し、10 月に申請の受付を開始、12 月に審査を行いまして、1 月に認定通知の発行、支給が 2 月という流れになってございます。

続きまして、(4) 就学援助支給状況でございますが、資料 3 の別紙 1 をご覧いただきたいと思っております。要・準要保護児童生徒数及び支給額について、平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間の推移をまとめたものでございます。要保護、準要保護児童生徒の人数と全児童生徒数に対する割合でございますが、平成 27 年が 1, 148 人、10. 3%、平成 28 年度が 1, 124 人、10. 1%、平成 29 年度が 1, 126 人、10. 3%と概ね横ばいで推移しております。なお、下の表、支給した金額につきましても、概ね横ばいでございます。

3 ページをお願いします。「2 入学準備金・奨学金制度」でございますが、経済的な理由により、高等学校、大学、専門学校等への就学が困難な方に教育を受ける機会を等しく与え、有用な人材を育成することを目的とするものでございます。

(1) 入学準備金でございますが、高等学校、大学、専修学校の入学に要する費用を無利子で貸し付けるというものでございます。

①貸付額でございますが、高等学校、専修学校の高等課程につきましてもは 20 万円以内、大学、専修学校の専門課程につきましてもは 50 万円以内ということになってございます。

②資格要件でございますが、12 月 1 日現在、久喜市に 1 年以上居住している市民で市税を滞納していないこと。高校、大学、専修学校への入学が確実である市民の保護者であること。入学準備金の調達が困難な者であること。市民である連帯保証人 1 人を得られることとしております。

次に、(2) 奨学金でございますが、こちらは高等学校、大学または専修学校の修学に要する授業料、その他の学費の費用について、予算の範囲内で貸付を行うというものでございます。

貸付額でございますが、高等学校等につきましてもは、月額 1 万円、大学等につきましてもは、月額 15, 000 円以内となっております。

資格要件につきましてもは、先ほどの入学準備金と同様のものが多いですが、在学学校長の推薦を受けた者であるといった点が異なります。

続きまして、4 ページの (3) 入学準備金・奨学金貸付状況でございますが、資料 3 の別紙 2 をご覧いただきたいと存じます。

入学準備金の貸付件数及び金額でございますが、平成 27 年度が 12 件、510 万円、28 年度が 10 件、410 万円、29 年度が 12 件、420 万円となっております。なお、括弧書きは申請件数でございまして、貸付に至らなかった方もいらっしゃいます。

続きまして、奨学金でございます。貸付件数及び金額でございます

<p>青木指導課長</p>	<p>が、平成 27 年度が 23 件、362 万 4, 000 円、28 年度が 19 件 312 万円、29 年度が 24 件 390 万円となっており、概ね横ばいでございます。なお、括弧書きは申請件数でございます、前年度からの継続貸し付けを受ける方も、この中に含まれております。</p> <p>学務課からの説明は以上です。</p> <p>続きまして、資料の 4 ページ後半、「3 久喜市中学生学力アップ教育事業 くき本樹塾」でございます。くき本樹塾は、家庭環境などが原因で、家庭学習が困難であったり、学習習慣が身につけられていなかったりする中学生を対象に、学習意欲、学習習慣、基礎的・基本的な知識、思考力、判断力、表現力の総合的な学力の育成を目指して取り組むものとして行っております。</p> <p>別紙 3 の資料「くき本樹塾に参加しませんか」というリーフレットを利用し、「授業がわからないことがある」、「宿題を家でやってもわからないので教えてほしい」、「もっと学びたい」、「集中して学習する時間を確保したい」等、本気で学びたい生徒をサポートすることを周知して生徒の募集を行っているところでございます。</p> <p>「くき本樹塾」は、昨年度 3 校で実施したところ、「学力が向上した」、「学習に対する気持ちが前向きになった」等の意見が多数あり、今年度は全中学校に拡大して展開している事業でございます。</p> <p>指導課からの説明は以上でございます。</p>
<p>梅田議長</p>	<p>ただいま担当課から、子どもの貧困の現状と対策についての説明がございました。子どもの貧困に対して、どのような取り組みが必要であるか、具体的なお考えを伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>榎本委員</p>	<p>子どもの貧困の件ですけれども、先ほど SNS のお話がありました。が、スマホの料金支払いの優先順位が、お子さんも含めて高い気がします。子どもに掛けるべきお金の優先順位が違っているといいますか、スマホを使うことによって、生活が大変になっている部分もあり、実際は貧困ではないこともあるのではないのでしょうか。</p>
<p>尾崎子育て支援課長</p>	<p>スマホの使用料金ということでございますが、スマホを利用することにより、毎月 5,000～6,000 円掛かっていることと思います。</p> <p>私たちからも、スマホの使用料金について話すことがありますが、利用者からは、「就職するためにスマホが必要」、「塾に行けない子どもが、スマホでインターネットの家庭教師サイトを閲覧する」など、生きていくためにはスマホが必要であるという声を聞くことがあります。</p> <p>確かに、就労につけなければ自立できなくなってしまいますし、自立をしていただくために高等職業訓練促進給付金などを支給しているわけですので、そのような考えも理解できるものと考えております。</p>
<p>柿沼教育長</p>	<p>先ほど子育て支援課長の説明にありましたが、見た目にはわかりにくいけど、収入の少ない家庭があるなど、戦後の貧困とは全く異なってい</p>

	<p>るところが、現在の子どもの貧困の難しいところです。</p> <p>ひとり親家庭、特に母子家庭の場合は収入が少なく、子どもの貧困の括りの中に含まれる傾向にあり、そのような家庭の子どもは塾や習い事など、いわゆる学校教育以外の教育を受ける機会がありませんが、生まれた環境や、生まれた家庭によって、子どもの将来が左右されてはならないと思います。</p> <p>教育委員会が塾を経営するという事は、今まででは考えられないことであったと思いますが、指導課長からの説明がありましたように、教育委員会では「くき本樹塾」という事業を、今年度から全中学校で実施しています。</p> <p>もう一つ、中学2年生以上を対象として久喜市ステップアップテストを実施し、毎月学力テストを受けて、子どもたち自身が、また保護者や先生が子どもたちの学力を把握しています。</p> <p>私は、基本的にはどういう家庭の子どもであっても、学力がつけば将来しっかり生きていけると思っています。</p>
坪井委員	<p>参考にお伺いしたいのですが、子どもの貧困は生活保護も関わってくると思うのですが、現状として、生活保護を受ける母子家庭も増えているのでしょうか。</p>
染谷生活支援課長	<p>本市の平成30年4月1日現在における保護世帯のうち、5.1%が母子世帯となっており、ここ数年あまり変わりはありません。</p>
柿沼教育長	<p>母子世帯の割合などが分かるのですね。</p>
染谷生活支援課長	<p>はい。平成30年4月1日現在における生活保護の状況ですが、本市全体で1,275世帯1,773人を保護しており、そのうち母子世帯は65世帯196人で、全世帯の5.1%を構成しております。</p> <p>全国的には、一昨年頃から生活保護受給者が減少してきているといわれておりますが、ベッドタウンである埼玉県では、団塊の世代が高齢化したことによって、高齢の受給者が増えており、今年くらいまではその傾向にあると考えられます。</p> <p>母子世帯についてはあまり状況に変わりがなく、その他の世帯などは景気動向などによる影響を受けることもございますが、主に増加しているのは高齢者世帯でございます。</p>
尾崎子育て支援課長	<p>子育て支援課においては、約1,000世帯のひとり親家庭に対して児童扶養手当を支給してございます。母子家庭の方が多く、全体の約98%でございますが、父子家庭の方に対しても支給しております。</p>
梅田議長	<p>ほかの委員さんからのご意見はありますか。</p>
諸橋委員	<p>くき本樹塾の対象は中学生となっておりますが、なぜ小学生は対象としないのでしょうか。</p>

	<p>私は、小学校の放課後補習のお手伝いをしていて、1学年10人くらいの規模ではありますけれども、その中で2年生の頃から基本的な学力差があると実感しています。私は、補習に来ている子だけしか見てはいないのですが、来ていない子の中でも、学力に不安がある子が恐らくかなりいるのではないかと感じています。</p> <p>ですので、難しいとは思いますが、そういった学習の支援が中学校に入学する前、小学校の段階からあるといいなということを常に考えています。</p>
柿沼教育長	<p>学校運営協議会が設置され、多くの協議会においても、小学校でも学習支援をしましょうという動きが出ており、もう幾つかの小学校では始められています。お金があれば何でもできますけど、なくても地域の方の力で、地域の子どもを育てようという動きが出ているので、これがもっと広がることを願っています。</p>
坪井委員	<p>資料2、8ページの高等職業訓練促進給付金についてお伺いします。</p> <p>教育委員会の入学準備金や奨学金は、それぞれ高等学校や大学などに進学するときに貸付けをする制度ですが、こちらは給付をするという制度のようで、この給付金の利用状況はどうなっているのでしょうか。</p>
尾崎子育て支援課長	<p>毎年15名から20名の方が利用されています。高等職業訓練促進給付金は、今までアルバイトをしていたひとり親家庭の方について、正規雇用による増収を支援するために、例えば看護や介護職などの専門学校に通学する間の家計を援助する制度となります。</p> <p>高等職業訓練を受けるために勉強する。勉強するために日中は働けないといった方に、生活の支援のために、非課税世帯については10万円、課税世帯については70,500円を1カ月に1度支給するものでございます。</p>
坪井委員	<p>ありがとうございました。</p>
狩野委員	<p>柿沼教育長の意見については、私も大変共感しています。</p> <p>学力が一概に全てとは言いませんが、環境が変われば学力も変わってくると思いますし、このくき本樹塾という事業は、すごく素晴らしい事業だと私は思っています。</p> <p>また、学力は目に見えて向上させることが可能である一方、子どもの貧困率を改善するという事はなかなか目に見えてこないものとは思いますが、こういった事業はぜひ継続して行ってほしいと思います。</p>
梅田議長	<p>私からも伺います。くき本樹塾の定員は30名程度となっていますけど、学校の規模も違うので、学校によって対応を変えていかなければならないと思いますが、対応は大丈夫ですか。</p>
青木指導課長	<p>今年度につきましては、各学校20から40名近く希望が出ておりま</p>

	<p>す。登録していただいている学習支援員の方を派遣しておりますが、現在、予算の範囲内で、全てのお子さんの参加希望をかなえて進めているところでございます。</p>
梅田議長	<p>人材確保などについても問題はありますか。</p>
青木指導課長	<p>やや不足しているところはございますが、大学等でPRをして学習支援員を募集したところ、33名ほど確保することができました。</p>
梅田議長	<p>大学生が33名ということですか。</p>
青木指導課長	<p>33名の中には、若い方から教員経験のあるご高齢の方もいらっしゃいます。</p> <p>なお、今月さらに5名の方をお願いすることになりました。</p> <p>配置としては、各校に4名ずつでございますが、かけ持ちでもやっていただける方が結構いらっしゃり、講師の方が生徒と同じか、それ以上にやる気を持ってこの指導に当たっていただいておりますので、現在、大変うまくいっているところです。</p>
梅田議長	<p>貧困対策ということだけではなく、久喜市の学校教育全体の底上げを図るという趣旨で、小学校における実施も含めて、もっと大々的にやってもよいと思います。</p> <p>小学校であれば、教員免許がなくても指導できるのではないですか。</p>
青木指導課長	<p>指導員については教員経験者、教員免許保持者、塾等の学習指導の経験がある者、現在教員免許を取ろうとしている学生ということで、面接をして採用させていただいているところです。</p>
榎本委員	<p>対象が、久喜市内の中学校に通う中学生とありますが、利用できる学年に制限はあるのですか。</p>
青木指導課長	<p>希望があれば、1年生から3年生全ての生徒が利用できます。</p>
榎本委員	<p>教科書を使用して、勉強を教えるということでしょうか。</p>
青木指導課長	<p>教科書は必要に応じて使用します。</p> <p>基本的には、指導課で用意したテキスト、もしくは個人で持ってきた問題集等で、生徒がわからないところについて個別に支援員が寄り添い、学習を進める形となっております。</p> <p>各学校に4名いらっしゃる支援員のうち、1名に学校とのやりとりや情報交換等の仲介役になるコーディネーターになっていただき、各学校と連携を図りながら進めております。</p>
梅田議長	<p>よろしいでしょうか。</p>

	<p>最後に私からですが、本市の奨学金制度については、まだ使い勝手が十分良い状況であるとは言えないと思っております。</p> <p>私は、今回の選挙公約にもさせていただきましたが、学びたい意欲のある高校生、また資格を取りたいという方に対しては、給付型の奨学金を市として実施してもよいのではないかと考えているところでございます。</p> <p>貧困が次の世代に連鎖しないよう、しっかり働いてお金を稼げるだけの生活力を身につけるため、資格を取得するなどのことに対しては奨学金の給付を行い、久喜市の子どもたちのチャンスを広げていきたいと思っておりますので、教育委員の皆様ご理解をいただければありがたいと思っております。</p> <p>それでは、このテーマは終了させていただきます。</p>
--	---

4 協議・調整事項 (3) その他

梅田議長	<p>続きまして、協議・調整事項の(3)、その他です。次回以降もテーマに基づいて意見交換を行いたいと考えておりますが、皆様からの提案などはございますか。</p> <p>事務局からは、提案がありますか。</p>
木村企画政策課 課長補佐	<p>次回のテーマでございますが、「小・中学校の適正規模・適正配置」としてはどうかと考えているところでございます。こちらにつきましては、昨年度も取り上げたところではございますが、今年度も引き続きの議題とさせていただければと思います。</p>
梅田議長	<p>ただいま事務局から、「小・中学校の適正規模・適正配置」の提案がありました。</p> <p>皆様からは他にいかがでしょうか。</p> <p>他にないようですので、次回の会議では、「小・中学校の適正規模・適正配置」について、意見交換をさせていただきます。</p> <p>そのほか、特にご意見等はないでしょうか。</p> <p>それでは、以上で本日予定しておりました協議・調整が終了いたしました。ご協力ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>

5 閉会

司会 (石井企画政策 課長)	<p>梅田市長、ありがとうございました。</p> <p>それでは、次回の会議の開催でございますが、先ほどのお話ありましたとおり、「小・中学校の適正規模・適正配置」をテーマとして協議・調整を実施いたします。</p> <p>日程につきましては、10月以降を予定しておりますが、時期が参りましたら改めて日程を調整し、ご連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
----------------------	---

	それでは、以上をもちまして平成 30 年度第 1 回久喜市総合教育会議 を終了とさせていただきます。 大変お疲れさまでした。ありがとうございました。
--	--

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 30 年 8 月 24 日

久喜市長 梅田 修一

久喜市教育委員 狩野 和也
